

## 資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合大須賀ファミリーチェーン発行の「大須賀ファミリーチェーン商品券」につきましては、令和5年3月30日（木）をもちまして、ご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻しを実施させていただきます。

未使用の「大須賀ファミリーチェーン商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### 1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

**大須賀ファミリーチェーン商品券 500円券・1000円券**

※掛川みなみ商工会発行のお買物券（赤黒2色印刷）ではありません。

お間違えの無いようご注意ください。

### 2. ご利用終了日

**令和5年3月30日（木）まで**

### 3. ご利用可能店舗

**協同組合大須賀ファミリーチェーン加盟店（以下の14店舗）**

青野文具店、衣料のこうじや、魚八、おしゃれの店コメント、菓子司しみづ、小柳屋、しばたや、シミズ時計店、(有)杉村商店、(有)はしもとや、ファッションハウスエポック、宮前大竹屋、ミヨシヤ、(有)横山金物店

### 4. 払戻しの申出期間

**令和5年3月31日（金）～令和5年6月30日（金）**

**受付時間は、午前9時～午後4時まで（土、日、祝日は除く）**

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

### 5. 申出及び払戻しの方法

掛川みなみ商工会本所 2階受付に未使用の大須賀ファミリーチェーン商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。掛川みなみ商工会大須賀支所では対応しておりませんのでご注意ください。

### 6. お問い合わせ先

**協同組合大須賀ファミリーチェーン事務所（掛川みなみ商工会内）**

※令和5年4月1日事務所移転に伴い、お問い合わせ先が以下の通りとなります。

令和5年3月31日まで 〒437-1304 静岡県掛川市西大淵 63番地 電話 0537-48-2262

令和5年4月1日以降 〒437-1421 静岡県掛川市大坂 2882番地 電話 0537-72-2701